

6 次の場合には罰則が科されます

- 無許可埋立て、命令違反
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 完了（廃止）時の措置命令違反、許可取消し後の措置命令違反
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 標識掲示義務違反、搬入届出義務違反、土砂管理台帳作成義務違反、定期報告義務違反、報告徴収に対する不作為等、立入検査忌避
50万円以下の罰金
- 完了（廃止）届出義務違反、承継の届出義務違反
30万円以下の罰金

7 土地所有者の方へ

- 土地所有者等は、所有地等において土砂の埋立て等が行われる場合は、土砂の崩壊等が生じないように適正な管理に努めていただくことが必要になります。
- そのため、土砂の埋立て等の実施について同意をする際には、埋立て等の内容について事業者から充分説明を受けてください。
- 埋立て等が事業者の説明どおりに実施されていないことを発見した場合は、県の関係機関などへ通報してください。

8 その他

- 施行日等
施行日は平成20年1月1日です。
ただし、条例の施行日に土砂の埋立て等を行っている者は、3か月を経過する日までの間は引き続き土砂の埋立て等を行うことができます。
- 提出先
申請書は、所管区域ごとに下記事務所へ提出してください。

9 問い合わせ先・申請書等の提出窓口

林政部 森林整備課 林地保全・採石担当
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL 055-223-1645

提出窓口	連絡先	所管区域
中北林務環境事務所 (北巨摩合同庁舎4階)	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4 TEL 0551-23-3087	甲府市、韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所 (東山梨合同庁舎3階)	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 TEL 0553-20-2720	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 (西八代合同庁舎2階)	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1 TEL 055-240-4140	西八代郡、南巨摩郡
富士・東部林務環境事務所 (南都留合同庁舎2階)	〒402-0054 都留市田原 2-13-43 TEL 0554-45-7810	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、 南都留郡、北都留郡